

○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を改正する省令案
 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送</p> <p>第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の十）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 音声信号のうちPESパケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。</p> <p>2 音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。</p> <p>第六条（略） （音声信号）</p> <p>第七条 音声信号のうちPESパケットによるものの標準化周波</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送</p> <p>第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の七）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 音声信号のうちPESパケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。</p> <p>2 音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。</p> <p>第六条（略） （音声信号）</p> <p>第七条 音声信号のうちPESパケットによるものの標準化周波</p>

数は、三三kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。

2 PESパケットによる音声信号のうちステレオホニック信号を構成する場合にあつては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

3 音声信号のうちPESパケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

4 音声信号のうちPESパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。

第八条 (略)

第二章 (略)

第九条～第十七条 (略)

第三章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条～第二十一条 (略)

(AC信号)

第二十二条 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。

- 一 変調波の伝送制御に関する付加情報
- 二 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。）

2 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第十八号に示すとおりとする。

3 セグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝

数は、三三kHz、四四・一kHz又は四八kHzとする。

2 PESパケットによる音声信号のうちステレオホニック信号を構成する場合にあつては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

3 音声信号のうちPESパケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

4 音声信号のうちPESパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。

第八条 (略)

第二章 (略)

第九条～第十七条 (略)

第三章 地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

第十八条～第二十一条 (略)

(AC信号)

第二十二条 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。

- 一 変調波の伝送制御に関する付加情報
- 二 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。）

2 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第十八号に示すとおりとする。

3 セグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝

送するためのA C信号から生成されるA Cシンボルは配置してはならない。

第二十三条・第二十四条 (略)

第四章 地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。)を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

第二十四条の二、第二十四条の五
(映像信号)

第二十四条の六 映像信号のうちP E Sパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2 映像信号のうちP E Sパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によつて量子化を行うものとする。

(音声信号の符号化)

第二十四条の七 音声信号のうちP E Sパケットによるものの符号化は、第五条第一項に規定するもののほか、線形予測符号化方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものとし、その音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(音声信号)

第二十四条の八 第七条第一項の規定にかかわらず、音声信号のうちP E Sパケットによるものの標本化周波数は、三二kHz以上とする。

送するためのA C信号から生成されるA Cシンボルは配置してはならない。

第二十三条・第二十四条 (略)

第四章 地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。)を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

第二十四条の二、第二十四条の五
(映像信号)

第二十四条の六 映像信号のうちP E Sパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2 映像信号のうちP E Sパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によつて量子化を行うものとする。

(AC信号)

第二十四条の九 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。

- 一 変調波の伝送制御に関する付加情報
- 二 地震動警報情報
- 三 地域の防災又は安全に関する情報(第二号に掲げるものを除く。以下「防災・安全情報」という。)

2 ACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第二十三号の二に示すとおりとする。

3 「セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。

(準用規定)

第二十四条の十 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで及び第十七条の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。

第二節・第三節 (略)

第五章～第七章 (略)

別表第一号～別表第十七号 (略)

(準用規定)

第二十四条の七 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二條の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第二節・第三節 (略)

第五章～第七章 (略)

別表第一号～別表第十七号 (略)

別表第十八号 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成(第22条第2項関係)

セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B_0	ACシンボルのための復調基準信号
$B_1 \sim B_3$	構成識別
$B_4 \sim B_{203}$	変調波の伝送制御に関する付加情報又は地震動警報情報

注1 ACシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示す W_i と同一の値をとるものとする。

2 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報を伝送する場合は001又は110とする。

3 地震動警報情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

別表第十九号～別表第二十三号 (略)

別表第二十三号の二 ACシンボルを生成するAC信号の構成(第24条の9第2項関係)

ACシンボルを生成するAC信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B_0	ACシンボルのための復調基準信号
$B_1 \sim B_3$	構成識別
$B_4 \sim B_{203}$	変調波の伝送制御に関する付加情報、地震動警報情報又は防災・安全情報

注1 ACシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示す W_i と同一の値をとるものとする。

別表第十八号 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成(第22条第2項関係)

セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B_0	ACシンボルのための復調基準信号
$B_1 \sim B_3$	構成識別
$B_4 \sim B_{203}$	変調波の伝送制御に関する付加情報又は地震動警報情報

注1 ACシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示す W_i と同一の値をとるものとする。

2 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報を伝送する場合は001又は110とする。

3 地震動警報情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

別表第十九号～別表第二十三号 (略)

2 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報又は防災・安全情報を伝送する場合は001又は110とする。

3 地震動警報情報及び防災・安全情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

別表第二十四号～別表第七十一号 (略)

別表第二十四号～別表第七十一号 (略)